

改正

昭和57年9月13日条例第19号

平成7年12月19日条例第27号

平成8年12月17日条例第46号

平成12年3月21日条例第25号

平成13年12月18日条例第22号

平成18年3月20日条例第11号

吉川市商工対策審議会条例

(設置)

第1条 本市の商工業の振興を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき吉川市商工対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項の調査及び審議をする。

- (1) 商工団体の育成及び振興に関すること。
- (2) 商工の環境整備に関すること。
- (3) 商工業の経営及び金融に関すること。
- (4) 商工業の雇用に関すること。
- (5) 商工観光事業に関すること。
- (6) 大型店出店に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 商工業者を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 消費者

(委員)

第4条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、その職にあるため委員とな

った者の任期は、その在職期間中とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、調査審議のため関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民生活部商工課において所掌する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年条例第27号)

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則 (平成8年条例第46号抄)

(施行期日)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第25号抄)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年条例第22号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第11号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。